

男女共同参画社会づくり行動促進事業企画・運営委託業務 企画提案書審査要領

男女共同参画社会づくり行動促進事業企画・運営委託業務の企画審査に関し、必要な事項を定める。

1 選定方法

(1) 審査は、応募者から提出された企画提案書により、県が設置する審査委員会において文書審査で行う。

(2) 審査基準は、下記による。

審査項目	評価内容	配点
適格性	○企画内容がテーマに合致しており、一人ひとりの具体的な行動促進につながる事	25 点
計画性・実現性	○実施スケジュールや収支予算が適切であり、企画内容が実現可能である事 ○事業実施に必要な人員が確保されており、役割分担等が適切に設定されている事	15 点
新規性・創造性	○企画内容が新規性あるいは創造性の高い取組みである事	25 点
普及性・波及性	○多くの県民の参加が期待される事 ○広域的な波及効果が期待される事 ○他の団体の取組みのモデルとなる事	30 点
その他	○働き方改革及び女性活躍等を推進する企業または障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として法令に基づく認定等を受けているか (別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」参照)	5 点
計		100 点

(3) 選定は、4名の審査員が審査項目ごとに採点し、その合計点が最も高いものを選定する。

なお、審査の結果、応募者全てが最低基準点（満点の6割）に達しない場合、採用者なしとする。

採点基準	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない
配点 15 点の 審査項目	15	12	8	5	1
配点 25 点の 審査項目	25	19	13	7	1
配点 30 点の 審査項目	30	23	15	8	1